



PwCベトナムニュースブリーフ

# VAT還付の手続きの円滑化および農業関連セクターの支援に向けたVAT改正案

2025年11月





# ご一読ください

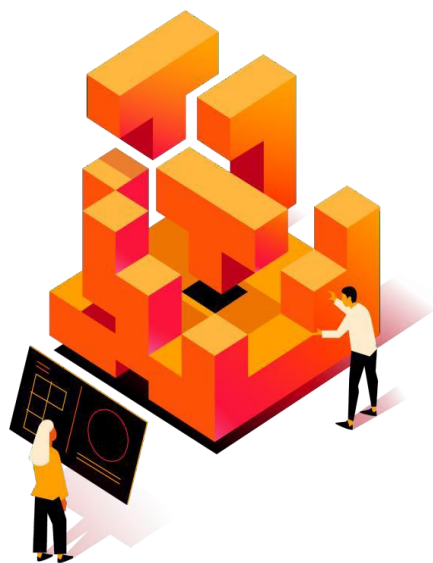
10月27日、財政省は、VAT法48/2024/QH15の一部条項を改正する法案の草案を公表しました。この改正は、2026年1月1日から施行される予定です。

改正案は、VAT還付手続に関する一部の障害を軽減し、農業、水産業、飼料製造セクターの企業が直面する課題に対処することを目的としています。

# 改正案

---

- 買手がVAT還付を受けるための要件として、売手が買手に発行した請求書に基づきVATを申告・納付しなければならないとの要件を撤廃します。
- 栽培、林業、畜産、養殖または漁業に由来する製品で、他の製品に加工されていないか、または簡易な一次加工のみが施されたものを購入し、その後それらの製品の販売する企業は、VATの申告・納付は義務付けられていませんが、控除可能な仕入VATを還付請求することはできます。
- 栽培、林業、畜産、養殖または漁業に由来し、未加工または一次加工のみが施された製品で、飼料または医薬原料として使用されるものについては、現行のVAT率5%の適用から、VAT免税または申告・納付不要の取扱いへと変更されます。



# お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

## ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara  
マネージャー  
+84 35 585 0051  
kimpara.yuya@pwc.com

## ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto  
マネージャー  
+84 90 694 4533  
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto  
マネージャー  
+84 70 387 9788  
takeda.yuto@pwc.com



[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)